

防災分野における個人情報の取扱いに関する検討会

(第4回)

議事要旨

1. 日時

令和4年9月30日(金) 10:00～12:00

2. 出席者

有識者〔稲継座長、石井委員、岡本委員、神原委員、佐藤委員、村野委員(五十音順)〕

自治体〔岡村委員、車地委員、永澤委員(五十音順)〕

関係省庁〔五味官房審議官(防災担当)、消防庁(国民保護・防災部防災課)※、警察庁(警備局警備運用部警備第二課災害対策室)※、防衛省(統合幕僚監部参事官付)※、厚生労働省(大臣官房厚生科学課 健康危機管理・災害対策室)※、個人情報保護委員会事務局※、デジタル庁(国民向けサービスグループ)※〕

※オブザーバー参加

3. 議題

(1) 開会

(2) 前回検討会の質疑回答

(3) 個別事例の検討

(4) 閉会

4. 議事要旨

「前回検討会の質疑回答」について事務局より説明があり、各委員からは以下の意見等があった。

- 「相当な理由」「特別な理由」を判断する際、一般的な基準はないため、具体的な事例を用いて議論することは重要である。一方で、自治体の実運用を考えたときに「汎用性を高める」ことが重要であり、その汎用性をどう高めるかが問題である。一つの案として、権利利益を侵害しないような情報であるのか、情報を取得・保有・利用するときの使い方が安全管理措置も含めて支障がないのかなど、ある程度指標をつくることが重要である。指針にない事例が発生したときに、自治体が指標を見ることにより判断しやすくなると考える。自治体が緊急時に判断するにあたって判断しやすい形を、今後議論できれば良い。
- 周知・啓発について対応いただいたことは高く評価できる。この方針で、説明会はもちろん、できるだけ個別の要望に応じられる仕組みができるとよい。他の研修プログラムの科

目に入れるなど、実施方法は様々なので、さらに検討を進めることが望ましい。

「個別事例の検討 資料2 資料2－1、資料2－2」について事務局より説明があり、各委員からは以下の意見等があった。

- 「汎用性を高めるための指標作成」について、事例①の1ページをベースに補足する。指標としては情報の性質、情報の利用目的、取得を含めた情報の取扱方法と考える。個人情報の利用目的が安否状況の把握、安否不明者の特定であることについては他の事例でも議論を重ねてきたが、本事例でも同様と考えられる。一方で、この事例においては安全管理措置以外の情報の取扱方法についても検討すべきである。本事例では駐車場の車から情報を取得しているが、例えば、これが隠しカメラから取得していたら、その取得方法は正当と言えない。検討を進めるにあたり、情報の取得方法が正当であるか、安全管理措置や利用に関しても正当であるかという観点も考慮して基準を作る必要がある。
- 事例①について。タイトルにナンバープレートとあるが、この事例では、一次情報であるナンバープレートそのものより、二次情報であり個人情報を含む、自動車の登録事項等証明書の情報が個人情報保護法上重要になる。したがって、一次情報ではなく、二次情報において個人情報を取得する可能性があることを伝えるように記載すること、またその情報の取扱いについて記載することにより、この事例を踏まえた自治体の災害対応において、汎用性が高まると考えられる。
- 事例②について。災害時は、個人情報よりもまず住居を確保したいという意思が働く。特に入居希望者が殺到した場合、同意せざるを得ない状況下で同意をする可能性もあるため、同意があるから良いとも言い難い場面が起こりうる。このような場面を想定して、後日改めて意思確認を行い、個別対応の可否を検討することも必要と考える。
- 入居者個々の事情、意思に応じた対応が必要である一方、現場の負担が大きくなりすぎないように留意する必要がある。
- 資料2－2、4ページの同意規定（案）について、同意を実施するか否かの記載の中で、利用目的の全てに同意するか、しないかのいずれかしか選択肢がない記載の仕方になっている。
- 資料2－2の4ページについて、個別事情を抱える人たちに支援が届かないことは避ける必要がある。申込書のフォーマットを検討する際は、そのような事象が生じないように、留意しなければならない。
- 本事例において個人情報は生活再建のために利用するが、本情報がDV等加害者から保護されることを前提として、民間事業者に提供することに対する同意・不同意の二択にすべきだと考える。これは災害対応でない通常の個人情報の同意取得方法と同様である。配偶者等からの暴力やストーカー行為を理由に、個別事情で同意しないことではないと考える。
- ナンバープレートの情報を取得する際に、警察等に情報提供の可能性がある旨を提示すべ

きか確認したい。

- 事例①について、今回、自治体から国土交通省や関係当局へナンバープレートの照会を実施するスキームが確認できた。従って、入手した情報の利用目的が安否確認や生命保護であり、利用目的に正当性があることを強調しておくべきである。
- 災害時の自治体のナンバープレート照会可否だけでなく、具体的な運用についても確認が必要である。通常は多くの手続きを踏まないと発行されない認識であるが、災害時は速やかに自治体へ情報提供されることが望ましい。
- 事例②について、入居希望者に様々な支援を実施するため、各支援団体に情報提供することに対して包括的に同意を取得することは非常に有益だと考える。一方、発災時に同意がとれない場合を想定しておく必要があり、同意が無かった場合でも、相当性、特別の理由、又は本人の利益になるとき、などの条項を利用することで、情報提供できる場合もあることをあわせて示す必要がある。
- 情報提供を行うにあたって、過去の災害では、提供する情報の属性、提供方法が変わるたびに同じ情報に対して繰り返し同意を取り直した事例がある。このような過剰な業務負担を避けるためにも、個人情報保護法第六十九条の条文を解釈することで、同意がない場合でも情報提供が可能であることを説明しておくべきである。
- この事例のような状況で民間事業者が名簿を使用する際、同意を何度も取得しなければならない状況は避ける必要がある。
- 記載資料では、民間委託時は必ず同意が必要と解釈される可能性がある。行政が特定した目的内利用の範囲において民間委託する際に、改めて民間が同意を取得する必要はないと考える。

「個別事例の検討 資料２－４、資料２－５」について事務局より説明があり、各委員からは以下の意見等があった。

- 資料２－４の２ページについて、本人同意を取得できない状況は、帰宅困難者のために名簿を作成する限りは想定し得ないとする。別目的で作成した名簿の流用可否を議論したほうが良いと考える。
- 別目的で作成した名簿を目的外利用・提供する場面であれば、自治体と民間事業者間で協定を締結しておらず、民間事業者において自治体への提供に関する同意を取得していなかったものの、目的外利用・提供するという場合も想定される。
- 一時滞在者リストは、近隣市町村全体にとって重要である。様々な救助のリソースを活用するにあたっては、民間企業の情報を自治体側がリアルタイムで正確に抽出することが重要であり、同意がなければ提供できないという運用になることは避けるべきである。
- 名簿作成時の規約の中に、プライバシーポリシーや個人情報の取扱いに関するルールを設け、災害時に地方公共団体に情報提供することを想定して、個人情報を取り扱っている事

業所があるのだろうか。

- 貸館を実施している施設では、通常、名簿は各施設が管理している。万が一の場合に、その個人情報自治体等へ提供する旨の記載を確認したことはない。
- 帰宅困難者の一時滞在施設は、応急期に立ち上げられるものとする。自治体の安否確認の手段として自治体が情報を取得できるはずであることを、明確にしたほうが良い。同意を取得していないため、情報提供できないと誤解があってはならない。
- 発災時には、被災者をターゲットとした犯罪が起こりやすい。行政が被災者情報を収集し、適切な被災者支援が行われるようにすることで、そのような事態を防げる可能性がある。
- 安全管理措置について、措置の程度は事例ごとに異なると考える。民間事業者と協定で締結することが一番良いと思われるが、事例③（資料2-3）に関しては、類似の事例が地元にもあり、その場合、市が立ち上げている対策協議会があり、その協議会の規定で対応できることになると考える。事例②（資料2-2）では、同様に地元で社会福祉協議会や支援団体、住宅の供給業界と検討会議を開き、生活再建支援の方策を検討している例がある。当然、その会議の場にて守秘義務を課すものの、参加機関はどうしても躊躇して明確な情報が提供されにくいこともある。このように安全管理措置について、口頭での注意喚起で良いのか事前に文書にしたほうが良いのかは難しい問題であると考えている。
- 事例①（資料2-1）について、以前、火山噴火対応を行ったが、その際に尽力いただいたのは何よりも警察本部であった。入山規制が出ていない段階で噴火したため、登山していた方がいたという状況で、その情報を最初に把握したのは警察だった。活用ケースで自治体間のことが記載されているが、大きな役割を果たされる警察の記載をお願いする。
- 「相当な理由」「特別な理由」については、災害時にあっても瞬時に判断ができ、対応できる指針が望ましい。
- 帰宅困難者の一時滞在施設への避難について、一時滞在施設への避難期間はどの程度を想定しているか。例えば、大雪により電車停止のために一晩避難し、翌日電車の運行開始にて帰宅困難者が自宅へ帰る状況の場合でも、自治体が情報収集すべきか戸惑う。
- 本日の資料の中で、応急仮設住宅への入居申込の例や、民間事業者と協定を締結している例があったが、具体的な様式やひな型を指針の中に記載することで、それを参考に既存の様式を修正できることが自治体として望ましい。
- 自治体が情報を吸い上げる仕組みについて、災害対策基本法の第86条の15の安否情報の提供等の業務の遂行のために行う場合は、法令上の要件を満たしていることを確認するための解説・説明を指針に記載し、安心して情報提供可能とすることで、災害対策の目的に資すると考える。この場合は、協定や、個人情報保護法上の同意の取得に重きを置かないほうが、趣旨を達成するに当たっては適切と考える。
- 「相当な理由」「特別の理由」の基準の明確化について、最終的な運用判断は、災害現場にいる自治体の首長等であるとする。そのため、余地を持たせるべきと考える。災害の基本は現場市町村が主体的に考える認識を共有すべきと考える。

○災害対策基本法の四十九条の十一第2項にある避難行動要支援者名簿の提供については、同意を取得することを前提としている。災害対策基本法の世界では、避難行動要支援者名簿の同意取得はメルクマールになっており、現場の運用の中では「同意」が大事と認識されている。その中で、同意を一律に不要という記載がどこまで可能か、現場の感覚や防災関係の方々の考え方も交えて、今後検討していく必要があるのではないか。

その後、座長より活発な意見交換への謝意が表され、今回の意見を踏まえて次回の検討会で議論を継続することで閉会した。